#### 普及啓発

- •成年後見制度を知っていただき、活用されるようにパンフレットを配布します。
- ・成年後見制度や権利擁護などをテーマにした講演会や研修会を開催します。

#### 親族後見人の支援や権利擁護支援員(市民後見人)の養成・支援

#### •権利擁護支援員(市民後見人)とは

意思決定が困難な人を身近な地域で支える「権利擁護支援員(市民後見人)」 の養成講座を開催し、その後の活動を支援します。

#### •申立て支援

成年後見制度の利用にあたって必要な家庭裁判所への申立てについて、申立書類の書き方などを助言します。



#### •後見業務支援

親族や権利擁護支援員が成年後見人等になられたあとの後見業務について相談をお受けします。

#### 地域連携ネットワークの構築

●権利擁護支援のためには、福祉だけでなく法律や医療の専門職との連携が必要となります。 そのための地域連携ネットワークの中核機関としてネットワークづくりを推進します。

#### 権利擁護に関してお近くでもご相談することができます

#### ○各市町の相談窓口

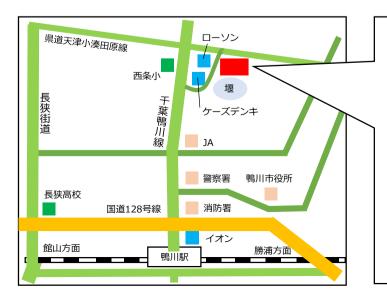
・館山市高齢者福祉課 TEL 0470-22-3487 社会福祉課 TEL 0470-22-3492 ・鴨川市福祉総合相談センター TEL 0470-36-1200 ・南房総市健康支援課 TEL 0470-36-1152 社会福祉課 TEL 0470-36-1151 ・鋸南町保健福祉課 TEL 0470-50-1172

#### ○日常生活自立支援事業の相談窓口

・館山市社会福祉協議会 TEL 0470-24-0294 ・鴨川市社会福祉協議会 TEL 04-7093-5000 ・南房総市社会福祉協議会 TEL 0470-44-3577 ・鋸南町社会福祉協議会 TEL 0470-50-1174







#### お問い合わせ先

社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会安房地域権利擁護推進センター

ជ 04-7093-5000 FAX 04-7093-0623

## □ www.kamoshakyo.or.jp

〒296-0033 千葉県鴨川市八色887-1 鴨川市総合保健福祉会館2階 (ふれあいセンター)

(午前8時30分~午後5時30分/土日祝休)

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように

# 安房地域権利擁護



たとえば, こんなことでお困りではありませんか?



安房地域権利擁護推進センターは、認知症や知的障害、精神障害などの理由により意思決定が困難であっても、成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用することで住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援します。



社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会

安房地域権利擁護推進センターは館山市,鴨川市,南房総市及び鋸南町が共同 して,社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会に運営を委託しています。

成年後見制度は、認知症や障害などにより自分で十分な判断 ができない人のために、権利や財産を守る制度です。

## 成年後見制度とは

意思決定が困難な人(認知症高齢者,知的障害者や精神障害者など)が、医療や介護の契約を結ん だり、預金の払戻しや解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする場合に、本人に不利益な結果 を招かないよう、本人を保護して支える人が必要になります。

このように、意思決定が困難な人のために、法的な権限をもった支援する人を選び、この支援者が 本人のために活動するのが成年後見制度です。成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場 合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制 度 | の2つの仕組みがあります。

#### 任意後見制度

判断能力があるうちに (仟意後見契約)

契約等の意味・内容を自 ら理解し、判断すること ができる。

判断能力が低下

#### 法定後見制度

判断能力が・・・。

不十分

支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を 自ら理解し判断するこ とが難しい場合がある。

著しく不十分 支援を受けなければ,

契約等の意味・内容を 自ら理解し、判断する ことができない。

#### 常にかけている

支援を受けても,契約 等の意味・内容を自ら 理解し、判断すること ができない。

家庭裁判所に申立て

任意後見 監督人選任

補助人選任

保佐人選任

後見人選任

# こんなことで困っていたらぜひ相談してください。

成年後見制度を利用したいので内容をくわしく知りたい。 認知症や障害などにより意思決定が困難な人が・・・。

- ・物忘れがあり、お金の管理がうまくできない
- ・頻繁に訪問販売や悪質商法の被害を受けている
- ・サービスの利用手続きが難しそう。

#### お問い合わせは近くの 社会福祉協議会まで

# 社会福祉協議会が行っている権利擁護事業

- 日常生活自立支援事業(県社会福祉協議会委託事業)
- 福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理、重要な書類の保管等の援助を行っ ています。各市町の社会福祉協議会がお住まいの地区を担当します。
- 法人後見事業(鴨川市社会福祉協議会が安房 3 市 1 町を担当) 適切な受任候補者がない場合、鴨川市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任します。

# 安房地域権利擁護推進センターでは、「成年後見制度」の利用をお手伝いします

### 成年後見制度の相談について



安房地域権利擁護推進センターは,館山市,鴨川市,南房総市並びに鋸南町が設置し鴨川市社会 福祉協議会が委託を受けて事業を実施しています。

対象となる方は、この地域にお住まいのご本人またはその人の親族などです。 お気軽にご相談ください。秘密は必ず守ります。



# お問い合わせ,ご相談はこちらから 電話:04-7093-5000

電話受付時間:平日午前8時30分から午後5時30分まで

(土日・祝日・年末年始を除く)

# 相談方法 その1 電話相談

意思決定が困難な人の心配事についてご相談ください。 詳しくお尋ねしたほうがよい場合には、面談での相談をご案内いたします。

# 相談方法 その2 面談による相談



面談では、資料を見ながら説明を聞くことができます。 また、夫婦や親子で一緒に話を聞くことができるなどのメリットがあります。 具体的な相談は、面談による相談をお勧めします。

# 相談方法 その3 巡回相談

事前予約制 **3** 04-7093-5000

毎月1回、4市町(館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)を巡回して相談をお受けします。 お住まいの市町以外の会場でも、ご利用いただけます。

市町	開催日	会場
館山市	第4 火曜日	館山市コミュニティセンター
鴨川市	第2 火曜日	鴨川市ふれあいセンター
南房総市	第4 木曜日	南房総市役所三芳分庁舎
鋸南町	第3 水曜日	鋸南町保健福祉総合センターすこやか

相談は、各会場ともに1組50分以内で、1日3組までお受けします。 ① 13:30  $\sim$  14:20 ② 14:30  $\sim$  15:20 ③ 15:30  $\sim$  16:20

事前の予約が必要です。前日までにお電話にてお申し込みください。 祝日等にあたる場合は日程変更となります。 電話でご連絡をいただくか、鴨川社協ホームページ等に掲載いたしますのでご確認ください。

